市史講座第 2 回ミニレポート

5 月 19 日（土）第 2 回の講座が開かれました。

第 1 部 ：「邪馬台国と前方後円墳時代のはじまり」（講師：島根県埋蔵文化財ｾﾝﾀｰ調査第三ｸﾞﾙｰﾌﾟ課長　池淵俊一先生）

池淵先生は、松江市域の古墳時代前期の特徴とその背景について、出雲や畿内の古墳のあり方などからお話されました。

まず、古墳時代のはじまりの 3 世紀中頃、松江において出現した古墳は一辺 20m 未満の小規模な方墳で、畿内のような前方後円墳が採用されていない点が特徴であるとされました。

つづく 3 世紀末～4 世紀前半になると、安来市荒島古墳群に全国最大級の方墳が築かれるが、それは中海連合体とも呼ぶべき地域秩序ができ、畿内との交渉を独占していたためではないかとされました。

そして 4 世紀後半になると、荒島古墳群では大型方墳の築造が停止し、それまで大型古墳のなかった地域に突如として前方後円墳や円墳という新しい墳形の古墳が出現して、その古墳からは新様式の埴輪、国産鏡や玉湯町の花仙山産の勾玉が出土するという点を指摘されました。この時期には畿内でも奈良盆地北部の佐紀古墳群に大王墓群が突如として出現し、旧来の奈良盆地東南部では大王墓群の築造を停止することから、出雲の古墳の変化は畿内の古墳の動向と密接に関係しているためではないかとされました。また、このような 4 世紀後半の前方後円墳や円墳の出現は、出雲のみの動向ではなく、西部日本海沿岸地域においてみられ、これらは畿内政権が晋の滅亡などにより対中国重視の外交から対朝鮮半島重視の外交にシフトし、日本海沿岸が主要な交易ルートとなったためではないかというダイナミックなお話しをされました。

第 2 部 ：「松江市の誕生」（講師：島根大学法文学部教授　居石正和 先生）

居石先生は最初に、明治 11 年の地方三新法以降の地方自治制度の変遷と概要を踏まえ、松江市誕生の根拠となる法律・市制（明治 21 年）について、郡村に適用された町村制との違いを説明されました。市制を施行するか町制を施行するかは、それぞれの地域の住民の意向に委ねられており、当時 3 万人を超える人口規模の松江は近代都市法制たる市制を採用することを選びました。

市制か町村制かをめぐる松江での議論においては、当初、市制の採用に積極的な『山陰新聞』（本社・松江）の主張に対して、地域住民の関心の低さが目立っていました。しかし、地域の有志や経済団体の集会・協議を重ねていくなかで、明治 21 年 10 月頃には松江は市制を採用するとの意向に固まっていきました。そうした松江の地域の意向は県を通じて内務省に上申され、翌年 2 月 2 日付の官報にて松江の市制施行が告示されました。一方で市制施行（4 月 1 日）までに解決すべき課題も多く、特に市と周辺町村の境界の確定は難航しました。

新たに発足した松江市のもと、4 月末以降市会議員の選挙、市長・助役・名誉職参事会員の選出も順次行われ、松江市政が本格的に始動していきました。そして、住民の間にも松江市という地域のまとまりを創り出そうとする動きが徐々に現れてきました。

以上のような松江市の成立は、住民が市制施行を選択し、それに向けて運動した結果であり、城下町松江の近代都市松江市としての新たな出発であったと居石先生は結論づけられました。